

市街地

都市計画法、適合証明

建築基準法施行規則第1条の3、都市計画法第43条第1項、都市計画法施行規則第60条

確認申請書に添付する都市計画法施行規則第60条証明書の取扱いについて

平成21年春期部会

令和4年春期部会

確認申請書に添付する都市計画法施行規則第60条証明書については次のとおり取扱う。

都市計画法施行規則第60条に基づく証明書は、確認済証の交付を受けようとする者が確認申請書に添付するために求めることから、確認申請書には証明書の原本を添付する。ただし、やむを得ず写しを添付した場合には、審査時に原本照合を行う。

なお、電子申請においては、「原本を添付する。」を「原本をスキャンしたデータを添付する。」に読み替える。